

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し

第7回ワーキンググループ

国際協力機構

審査部

注：本資料はワーキンググループ会合当日の議論のために用意された資料であり、ワーキンググループの検討結果を反映させたものではありません。

環境社会配慮の方法

1. 送電線にかかる電磁場の扱い
2. 国内法とガイドラインに相違あった場合の取扱い
3. 災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応

2. 国内法とガイドラインに相違あった場合の取扱い

ガイドラインの規定

2.6 環境社会配慮の項目 (P 8)

2. JICAは、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。

3. JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと**大きな乖離がないことを確認**する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し**大きな乖離がある場合**には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて**働きかけを行い**、その背景、理由等を確認するとともに、**必要に応じ対応策を確認**する。

良くある問答集(FAQ)

環境ガイドラインに相手国等
は対応できるのですか？

現在多くの相手国等は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。相手国等は、環境ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICA は相手国等が適切な環境社会配慮を実施できるよう支援を行います。

プロジェクトの実施地における
政府(国政府及び地方政府を
含む)が定めている環境社会
配慮に関する法令、基準が、
国際的な水準と比較して著し
く緩い場合等においては、ど
のような対応をとるのです
か？

環境ガイドライン2.6.3.において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」(2.8.1.1.)ことになります。ただし、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっていますので、そうした状況を勘案する必要があると考えています。

過去の助言委員会における主な意見

- 相手国の法規定とJICAガイドラインとの間で環境社会配慮事項に乖離があった場合の対応につき、整理するべきではないか。

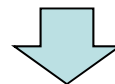
途上国ヒアリングにおける主な意見

- 我が国の法制度や規制と助言委員会の意見との間に相違がある場合、どのように意思決定すれば良いのか。
- 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。
- 住民移転計画作成に係る法令、基準が限られているため、プロジェクトの一環として、現地の法律や規制の構築をJICAに支援してほしい。
- 国内法で環境社会配慮に関する言及がない場合の対応が難しい。
- 社会的合意の形成における社会的弱者への配慮について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。
- 「損失を補償するために、対象者との合意の上で」の部分は、「借入国の法規制に基づいて合意されるべき」としてほしい。(JICA環境ガイドラインに沿った対応は困難)
- 非自発的住民移転に関し、国内法とのかい離を埋めるのに時間を要した。
- 非合法居住者も支援対象とすることは、彼らに対し政府が公式に支援をしていると映ってしまい、国内法の施行をかえって困難にしている。
- 合法の住民と非合法の住民との間で不公平が生じることがある。
- JICA環境ガイドラインで求められるEIAの記載が、国内法上不要であるケースがあったりかえって理解を困難にしたりしているケースがある。
- 住民移転に係る対応は相手国の状況に応じ柔軟な運用とするべき。

1.4 環境社会配慮の基本方針 (P 3)

(前略) JICAは、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を本ガイドラインで明記し、**相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う**。JICAは、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。(後略)

注:「要件」はガイドライン別紙1を示す



相手国等とJICAガイドラインとの間で環境社会配慮事項に乖離があることは、ガイドライン策定時から想定されていることであり、その乖離を埋めるべく協力準備調査、技術協力プロジェクト等を通じて環境社会配慮の支援を継続・実施する。なお、JICAの既存FAQの文言は変更しない。